障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 障発第1031001号平成18年10月31日一部改正　障発第0402003号平成19年４月２日一部改正　障発第0331021号平成20年３月31日一部改正　障発第0331041号平成21年３月31日一部改正　障発1007第3号平成21年10月７日一部改正　障発0928第1号平成23年９月28日一部改正　障発0330第5号平成24年３月30日一部改正　障発0329第16号平成25年３月29日一部改正　障発0331第51号平成26年３月31日一部改正　障発1001第１号平成26年10月１日一部改正　障発0331第21号平成27年３月31日一部改正　障発0330第11号平成28年３月30日一部改正　障発0330第８号平成29年３月30日一部改正　障発0330第４号平成30年３月30日一部改正　障発0330第30号平成31年３月27日最終改正　障発●●●第●号令和３年３月●日各　都道府県知事　殿厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年４月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年９月29日に公布され、10月１日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年４月１日）から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。なお、平成18年４月３日付け障発第0403003号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18年４月３日付け障発第0403004号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成18年９月30日限り廃止します。記第一　届出手続の運用　１　届出の受理　　(５)　前年度１年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期　　　　　就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算等は、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度４月からの基本報酬の算定区分や加算等の届出は４月中に届出を行うことを認めること。なお、就労継続支援Ａ型の基本報酬の算定区分の届出に当たっては、スコア留意事項通知（仮称）を参照すること。第二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項　１　通則　　(４)　指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援（企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことをいい、屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援を除く。以下同じ。）係る基本報酬の算定について　　　①　対象となる障害福祉サービス　　　　　就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型　　　②　指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。　　　　 (一)　企業等で行われる企業実習等への支援(二)　企業等から請け負った作業を当該企業等で行う支援　　　　 (三)　在宅において利用する場合の支援　　　③　②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年４月２日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。　３　訓練等給付費　　(３)　就労移行支援サービス費　　　①　就労移行支援サービス費について　　　　(一)　就労移行支援サービス費の区分について　　　　　ア　就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合（１の（４）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、「就労移行支援の適正な実施について」（令和元年11月５日付障障発第1105第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。　　　　　　　ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行者として差し支えない。　　　　　　(ア)　当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合　　　　　　(イ)　休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合　　　　　　(ウ)　休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合　　　　　　　また、就労移行支援サービス費(Ⅰ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。なお、就労移行支援を経て企業等に雇用された後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。（以下イにおいて同じ。）　　　　　イ　就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下「認定指定就労移行支援事業所」という。）が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは認定指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合（１の（４）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。　　　　(二)　新規指定の就労移行支援事業所等の就労移行支援サービス費の区分についてア　報酬告示第12の１の注４の２については、新規指定の就労移行支援事業所等において、２年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、２年度目において、初年度の就労定着者の割合（初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。）が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、３年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「２年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者」の合計数を初年度及び２年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。さらに、年度途中に指定された事業所については、支援の提供を開始してから２年間（24月）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から２年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から１年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が６月に達した者の数を当該１年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、支援の提供を開始してから２年（24月）経過した日の属する月から当該年度の３月までの就労定着者の割合については、「１年目（１月から12月）の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から２年目（13月から24月）において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者」の合計数を１年目の利用定員及び２年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。（計算例）令和２年４月１日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において１年目の就労定着者が０人、２年目の就労定着者が10人、両年とも利用定員が20人であった場合の３年目（令和４年度）における就労定着者の割合（（20人×30／100）＋10人）／（20人＋20人）＝0.4就労定着者の割合→100分の40イ　報酬告示第12の１の注４の３については、新規指定の認定指定就労移行支援事業所において、３年間（修業年限が５年である場合は５年間）は就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。(三)　令和３年度における就労移行支援サービス費の算定について令和３年度における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和２年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のとおりとする。ア　就労移行支援サービス費（Ⅰ）次のいずれか２カ年度の実績で算出する。なお、令和元年度に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、（二）のアを参照すること。（ア）　令和元年度及び令和２年度（イ）　平成30年度及び令和元年度イ　就労移行支援サービス費（Ⅱ）次のいずれか２カ年度の実績で算出する。（ア）　令和２年度（イ）　令和元年度　　　⑪　就労支援関係研修修了加算の取扱いについて　　　　(一)　報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算については、当該就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から１年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから２年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。　　　　(二)　報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として１年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての１年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての１年以上の実務経験を指すものとする。　　　　　(ア)　職業指導、作業指導等に関する業務　　　　　(イ)　職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務　　　　　(ウ)　障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務　　　　　　　また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。　　　　　ア　研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第１項第３号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第175条第１項第２号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。　　　　　イ　研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「促進法施行規則」という。）第20条の２の３第２項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を指すこと（平成26年度以前に実施された第１号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第１号職場適応援助者養成研修を含む）。なお、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。　　　　　　(ア)　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修　　　　　　(イ)　障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の２の３第３項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修）　　　　　　(ウ)　雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第●号）第１条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第118条の３第６項第１号イ及びロ並びに同項第２号イ⑴及び⑵に掲げる研修　　　　　ウ　研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年５月10日付障発0510第５号）を参照すること。　　　⑫　移行準備支援体制加算の取扱いについて報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算については、以下のとおり取り扱うこととする。(一)　注の(１)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。ア　企業及び官公庁等における職場実習イ　アに係る事前面接、期間中の状況確認ウ　実習先開拓のための職場訪問、職場見学エ　　その他必要な支援(二)　注の(２)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。ア　ハローワークでの求職活動イ　地域障害者職業センターによる職業評価等ウ　障害者就業・生活支援センターへの登録等エ　その他必要な支援(三)　(一)又は(二)については、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。（削除）　　　⑯　在宅時生活支援サービス加算について　　　　(一)　報酬告示第12の15の３の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。　　　　(二)　報酬告示第12の15の３の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。⑱　支援計画会議実施加算について(一)　報酬告示第12の15の５の支援計画会議実施加算については、利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって、利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、次に掲げる地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合に、利用者ごとに月に１回、年に４回を限度に、所定単位数を加算する。ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に対応していること。ア　ハローワークイ　障害者就業・生活支援センターウ　地域障害者職業センターエ　他の就労移行支援事業所オ　特定相談支援事業所カ　利用者の通院先の医療機関キ　当該利用者の支給決定を行っている市町村ク　障害者雇用を進める企業ケ　その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等(二)　ケース会議の開催のタイミングについては、サービス利用開始時や、３月に１回以上行うこととしている就労移行支援計画のモニタリング時、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新時などが考えられる。　　　⑲　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。　　　⑳　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第12の18の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉒の規定を準用する。　　(４)　就労継続支援Ａ型サービス費　　　①　就労継続支援Ａ型サービス費について　　　　(一)　就労継続支援Ａ型サービス費の区分について　　　　　　　就労継続支援Ａ型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援Ａ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ａ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ａ型を提供した場合（１の（４）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援Ａ型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援Ａ型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第196条の３の規定に基づき指定就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関して厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和３年厚生労働省告示第●号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出される評価点をいう。以下同じ。）に応じ、算定する。　　　　　　　なお、指定就労継続支援Ａ型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援Ａ型サービス費の算定対象とならないものであること。　　　　　ア　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)については、指定就労継続支援Ａ型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。　　　　　イ　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援Ａ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。(二)　新規指定の就労継続支援Ａ型事業所等の就労継続支援Ａ型サービス費の区分について報酬告示第13の１の注３の２については、新規指定の就労継続支援Ａ型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、初年度及び２年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。(三)　自己評価未公表減算について報酬告示第13の１の注４については、指定障害福祉サービス基準第196条の３に規定する基準を満たしていない場合、つまり、就労継続支援Ａ型サービス費を算定するに当たり算出する評価点を、インターネットの利用その他の方法により公表していない場合に減算を行うものである。公表の方法等については、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（令和３年●月●日付障発●●●●第●号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。）を参照すること。(四)　令和３年度における就労継続支援Ａ型サービス費の算定について令和３年度における就労継続支援Ａ型サービス費の算定に係る評価点の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的には「スコア留意事項通知」を参照すること。　　　③　就労移行支援体制加算の取扱いについて　　　　(一)　報酬告示第13の３の就労移行支援体制加算については、就労継続支援Ａ型を経て企業等（他の就労継続支援Ａ型事業所を除く。）に雇用された後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員、人員配置に基づき算定する就労継続支援Ａ型サービス費の区分及び評価点に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。　　　　　　　なお、就労継続支援Ａ型を経て企業等に雇用された後、就労継続支援Ａ型の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。　　　　(二)　注１中「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。④　就労移行連携加算について(一)　報酬告示第13の３の２の就労移行連携加算については、就労継続支援Ａ型の利用を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる就労継続支援Ａ型事業所において、当該支給決定に先立ち、就労移行支援事業所の見学への同行や就労移行支援事業者との事前の連絡調整を行うとともに、当該支給決定に係るサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所に対し、利用者の同意のもと、当該就労継続支援Ａ型事業所での支援の状況等の情報を文書により提供するなど、就労移行支援の利用を希望する利用者が円滑に就労移行支援を利用できるようにするための支援を実施した場合に、当該就労継続支援Ａ型事業所におけるサービス提供の最終月に所定単位数を算定する。ただし、当該利用者が当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去３年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は算定できない。(二)　本加算は、加算の対象となる利用者が就労移行支援の支給決定を受けたときに算定が可能となるため、加算を算定する就労継続支援Ａ型事業所においては、移行先の就労移行支援事業所や、特定相談支援事業所、市町村等と情報共有を図り、予め、支給決定の日を把握しておくことが望ましい。(三)　特定相談支援事業所に対する情報の提供に当たっては、就労継続支援Ａ型事業所における当該利用者の個別支援計画、モニタリング結果、各種作業の実施状況の記録等、就労移行支援の支給決定に係るサービス等利用計画の作成にあたり、参考になるものであること。　　　⑤　初期加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の４の初期加算については、２の(６)の⑦の規定を準用する。　　　⑥　訪問支援特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の５の訪問支援特別加算については、２の(６)の⑧の規定を準用する。　　　⑦　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の６の利用者負担上限額管理加算については、２の(１)の⑲の規定を準用する。　　　⑧　食事提供体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の７の食事提供体制加算については、２の(６)の⑬の規定を準用する。　　　⑨　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の８の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④の規定を準用する。　　　⑩　欠席時対応加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の９の欠席時対応加算については、２の(６)の⑨の規定を準用する。　　　⑪　医療連携体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の10の医療連携体制加算については、２の(７)の⑮の(一)の規定を準用する。（削除）　　　⑬　賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて　　　　(一)　報酬告示第13の12の２の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で１以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、１日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。　　　　(二)　注中「賃金向上計画」は、「指定就労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年３月30日障障発0330第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「指定基準の見直し等通知」という。）の１の(２)で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、指定基準の見直し等通知の１の(２)で示す別紙様式２―１の経営改善計画書の１に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を２から６に記載することで、賃金向上計画とすることができる。　　　　(三)　注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。なお、スコア告示の表の上欄に掲げる多様な働き方に係る同表中欄に掲げる一のロの事項を就業規則等に記載している場合は、要件を満たしていることとして差し支えない。　　　⑭　送迎加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の13の送迎加算については、２の(６)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。なお、就労継続支援Ａ型における送迎については、就労継続支援Ａ型が、利用者と雇用契約を締結していることや、利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うものであることを念頭に、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することが必要であり、送迎の必要性については、公共交通機関等がない等の地域の実情や重度障害などの障害特性などのやむを得ない場合など、個別の状況に応じて判断すること。　　(５)　就労継続支援Ｂ型サービス費　　　②　就労継続支援Ｂ型サービス費について　　　　(一)　就労継続支援Ｂ型サービス費の区分についてア　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは指定就労継続支援Ｂ型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援Ｂ型を提供した場合（１の（４）に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。(ア)　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)については、工賃向上計画（「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（平成24年４月11日付障発0411第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「工賃向上計画基本指針」という。）における工賃向上計画をいう。以下同じ）を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。(イ)　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く）。イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）を算定している場合を除く）。(ア)　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。(イ)　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること（就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く）。ウ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援Ｂ型を提供した場合に算定する。エ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）における前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。　　　　　　(ア)　前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。　　　　　　　　　ただし、以下の場合は、工賃支払対象者の総数から除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。・　月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外・　月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外・　月の途中において、全治１か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続１週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外・　複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外・　人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外　　　　　　　　　　　　　　　　（例：50人定員で、工賃支払い対象者が、４月45人、５月50人、６月48人、７月50人、８月50人、９月50人、10月49人、11月50人、12月45人、１月47人、２月50人、３月50人の場合は、45人＋50人＋48人＋50人＋50人＋50人＋49人＋50人＋45人＋47人＋50人＋50人＝584人となる。）　　　　　　(イ)　前年度に支払った工賃総額を算出する。　　　　　　　　　ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。・　月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃・　月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃・　月の途中において、全治１か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続１週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃・　複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃・　人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃　　　　　　(ウ)　(イ)÷(ア)により１人あたり平均工賃月額（円未満四捨五入）を算出する。　　　　　　　　　ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。　　　　　　　　　なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援Ｂ型事業所のうち、８割の就労継続支援Ｂ型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。・　激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援Ｂ型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合・　激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合(二)　就労継続支援Ｂ型サービス費の区分の届出について就労継続支援Ｂ型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。年度途中に新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市）に提出すること。なお、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ））のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ））との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと（人員配置の変更に伴う区分の変更（就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）から就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）から就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）から就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ））は除く）。　　　　(三)　新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等の就労継続支援Ｂ型サービス費の算定について　　　　　　　報酬告示第14の１の注６の２については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所等において初年度の１年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから６月経過した月から当該年度の３月までの間は、支援の提供を開始してからの６月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。年度途中に指定された事業所については、初年度及び２年度目の１年間は、10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。　　　　　　　(四)　令和３年度における就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）の算定について令和３年度における就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和２年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。ア　平成30年度イ　令和元年度ウ　令和２年度　　　④　就労移行支援体制加算の取扱いについて(一)　報酬告示第13の３のイの就労移行支援体制加算（Ⅰ）及びロの就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）を算定している就労継続支援Ｂ型を経て企業等（就労継続支援Ａ型事業所を除く。）に雇用された後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。(二)　報酬告示第13の３のハの就労移行支援体制加算（Ⅲ）及びニの就労移行支援体制加算（Ⅳ）については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定している就労継続支援Ｂ型を経て企業等（就労継続支援Ａ型事業所を除く。）に雇用された後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。(三)　上記(一)又は(二)のいずれの場合においても、就労継続支援Ｂ型を経て企業等に雇用された後、就労継続支援Ｂ型の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。(四)　注１中「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、令和２年10月１日に就職した者は、令和３年３月31日に６月に達した者となる。⑤　就労移行連携加算について報酬告示第14の３の２の就労移行連携加算については、３の（４）の④の規定を準用する。　　　⑥　初期加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の４の初期加算については、２の(６)の⑦の規定を準用する。　　　⑦　訪問支援特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の５の訪問支援特別加算については、２の(６)の⑧の規定を準用する。　　　⑧　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の６の利用者負担上限額管理加算については、２の(１)の⑲の規定を準用する。　　　⑨　食事提供体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の７の食事提供体制加算については、２の(６)の⑬の規定を準用する。　　　⑩　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の８の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④の規定を準用する。⑪　ピアサポート実施加算の取扱いについて(一)　報酬告示第14の８の２のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援Ｂ型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算する。ア　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定していること。イ　当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。(ア)　障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この⑪において「障害者等」という。）(イ)　当該就労継続支援Ｂ型事業所の従業者ウ　イの者により、当該就労継続支援Ｂ型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。(二)　研修の要件「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙１地域生活支援事業実施要綱別記１－17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。なお、令和令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。ア　都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとするイ　(一)のイの(イ)の者の配置がない場合も算定できるものとする。この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。(三)　障害者等の確認方法当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。ア　身体障害者身体障害者手帳イ　知的障害者(ア)　療育手帳(イ)　療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。ウ　精神障害者以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。(ア)　精神障害者保健福祉手帳(イ)　精神障害を事由とする年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）(ウ)　精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類(エ)　自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）(オ)　医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）　等エ　難病等対象者医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等オ　その他都道府県が認める書類又は確認方法(四)　配置する従業者の職種等ア　障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。イ　(一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援Ｂ型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。ウ　いずれの者の場合も、当該就労継続支援Ｂ型事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。(五)　ピアサポーターとしての支援についてピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動にともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。(六)　届出等当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。　　　⑫　欠席時対応加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の９の欠席時対応加算については、２の(６)の⑨の規定を準用する。　　　⑬　医療連携体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の10の医療連携体制加算については、２の(７)の⑮の(一)の規定を準用する。　　　⑭　地域協働加算について報酬告示第14の11の地域協働加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組（生産活動収入の発生に係るものに限る。）を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。(一)　加算の対象となる地域の範囲について本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援Ｂ型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。(二)　取組の内容について本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。（適切な取組の例）・地域で開催されるイベントへの出店・農福連携による施設外での生産活動・請負契約による公園や公共施設の清掃業務・飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営・高齢者世帯への配食サービス・上記活動に係る営業活動等（不適切な取組の例）・生産活動収入が発生しない地域活動等・レクリエーションを目的とした活動・生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動　　　⑮　重度者支援体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の12の重度者支援体制加算については、３の(４)の⑫の規定を準用する。　　　⑯　目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の13の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)を算定する指定就労継続支援Ｂ型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で１人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を６で除して得た数以上である場合に、加算する。　　　⑰　送迎加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の14の送迎加算については、２の(６)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。　　　⑱　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、２の(６)の⑯の規定を準用する。　　　⑲　在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、３の(３)の⑯の規定を準用する。　　　⑳　社会生活支援特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の16の２の社会生活支援特別加算については、３の(１)の⑪の規定を準用する。　　　㉑　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の17及び18の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。　　　㉒　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の19の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉒の規定を準用する。　　(６)　就労定着支援サービス費　　　　　　②　就労定着支援サービス費について　　　　(一)　就労定着支援サービス費の区分について　　　　　　　就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。　　　　　ア　当該前年度末日から起算して過去３年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。　　　　　イ　アの過去３年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。　　　　　　・　就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者　　　　　　・　就労定着支援の利用中に、離職した後１月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中１回限りの転職について認める。）　　　　　ウ　イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。　　　　　　・　障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合　　　　　　・　雇用された事業所が倒産した場合　　　　　　・　利用者が死亡した場合新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去３年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。　　　　　エ　指定を受ける前月末日から起算して過去３年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。　　　　　オ　エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。　　　　　カ　エ÷オにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から１年間経過した日の属する月から当該年度の３月までの就労定着率については、直近１年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日から１年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度４月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。キ　支援の提供を開始した日から１年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。ク　キのうち支援の提供を開始した日から１年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。ケ　キ÷クにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。（例１）令和３年４月に支援の提供を開始した場合の利用者数及び就労定着率の算出方法・　令和３年４月から令和３年９月まで→　利用者数：支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去３年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数の総数の70％→　就労定着率：支援の提供を開始した前月末日から起算して過去３年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を前月末日において就労が継続している者の総数で除した割合・　令和３年10月から令和４年３月まで→　利用者数：令和３年４月から令和３年９月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年４月から令和３年９月までと同じ・　令和４年４月から令和５年３月まで→　利用者数：令和３年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年度の利用者の総数を、当該総数のうち令和３年度末日において就労が継続している者の総数で除した割合・　令和５年４月から令和６年３月まで→　利用者数：令和４年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年度及び令和４年度の利用者の総数を、当該総数のうち令和４年度末日において就労が継続している者の総数で除した割合・　令和６年４月から令和７年３月まで→　利用者数：令和５年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年度、令和４年度及び令和５年度の利用者の総数を、当該総数のうち令和５年度末日において就労が継続している者の総数で除した割合（例２）令和３年６月に支援の提供を開始した場合の利用者数及び就労定着率の算出方法・　令和３年６月から令和３年12月まで→　利用者数：支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去３年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数の総数の70％→　就労定着率：支援の提供を開始した前月末日から起算して過去３年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を前月末日において就労が継続している者の総数で除した割合・　令和４年１月から令和４年３月まで→　利用者数：令和３年６月から令和３年11月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年６月から令和３年12月までと同じ・　令和４年４月から令和４年５月まで→　利用者数：令和３年10月から令和４年３月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年６月から令和３年12月までと同じ・　令和４年６月から令和５年３月まで→　利用者数：令和３年６月から令和４年５月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年６月から令和４年５月までの利用者の総数を、当該総数のうち令和４年５月末日において就労が継続している者の総数で除した割合・　令和５年４月から令和６年３月まで→　利用者数：令和４年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年６月から令和５年３月までの利用者の総数を、当該総数のうち令和４年度末日において就労が継続している者の総数で除した割合・　令和６年４月から令和７年３月まで→　利用者数：令和５年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和３年６月から令和６年３月までの利用者の総数を、当該総数のうち令和５年度末日において就労が継続している者の総数で除した割合・　令和７年４月から令和８年３月まで→　利用者数：令和６年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数→　就労定着率：令和４年度、令和５年度及び令和６年度の利用者の総数を、当該総数のうち令和６年度末日において就労が継続している者の総数で除した割合　　　　(二)　就労定着支援サービス費の報酬算定について　　　　　ア　就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を１月に１回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの様式等については、「就労定着支援の円滑な実施について」（平成30年７月30日付障障発第0730第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考にすること。　　　　　イ　就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の２の２に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。　　　　　ウ　就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。　　　　　　　また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に６月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。(三)　令和３年度における就労定着支援サービス費の算定について令和３年度における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和２年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。ア　平成30年度、令和元年度及び令和２年イ　平成30年度及び令和元年度　　　④　定着支援連携促進加算の取扱い(一)　報酬告示第14の２の２の定着支援連携促進加算については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大３年間）を通じ、１月に１回、年に４回を限度に、所定単位数を加算する。ア　障害者就業・生活支援センターイ　地域障害者職業センターウ　ハローワークエ　当該利用者が雇用されている事業所オ　通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等カ　特定相談支援事業所キ　利用者の通院先の医療機関ク　当該利用者の支給決定を行っている市町村ケ　その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等(二)　利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。　　　⑦　職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の２の５の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、３の(３)の⑪の(二)のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。 | 障発第1031001号平成18年10月31日一部改正　障発第0402003号平成19年４月２日一部改正　障発第0331021号平成20年３月31日一部改正　障発第0331041号平成21年３月31日一部改正　障発1007第3号平成21年10月７日一部改正　障発0928第1号平成23年９月28日一部改正　障発0330第5号平成24年３月30日一部改正　障発0329第16号平成25年３月29日一部改正　障発0331第51号平成26年３月31日一部改正　障発1001第１号平成26年10月１日一部改正　障発0331第21号平成27年３月31日一部改正　障発0330第11号平成28年３月30日一部改正　障発0330第８号平成29年３月30日一部改正　障発0330第４号平成30年３月30日最終改正　障発0330第30号平成31年３月27日各　都道府県知事　殿厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年４月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年９月29日に公布され、10月１日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成19年４月１日）から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。なお、平成18年４月３日付け障発第0403003号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成18年４月３日付け障発第0403004号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成18年９月30日限り廃止します。記第一　届出手続の運用　１　届出の受理　　(５)　前年度１年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期　　　　　就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算等は、前年度又は前年度末日の実績に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度４月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は４月中に届出を行うことを認めること。第二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項　１　通則　　(４)　指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について　　　①　対象となる障害福祉サービス　　　　　就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型　　　②　指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。　　　　 (一)　企業内等で行われる企業実習等への支援（以下「施設外支援」という。）(二)　利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）　　　　 (三)　在宅において利用する場合の支援　　　③　②に係る基本報酬の算定については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年４月２日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照すること。　３　訓練等給付費　　(３)　就労移行支援サービス費　　　①　就労移行支援サービス費について　　　　(一)　就労移行支援サービス費の区分について　　　　　ア　就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。　　　　　　　ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行者として差し支えない。　　　　　　(ア)　当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合　　　　　　(イ)　休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合　　　　　　(ウ)　休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合　　　　　　　また、就労移行支援サービス費(Ⅰ)は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合（当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。なお、就労移行支援を経て企業等に雇用された後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。（以下イにおいて同じ。）　　　　　イ　就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合（当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が６月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。　　　　(二)　指定を受けた日から２年間の就労移行支援サービス費の区分について　　　　　　　報酬告示第12の１の注４の２については、新規指定の就労移行支援事業所等において指定を受けた日から２年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。　　　　　　　また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から２年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に利用者を受け入れた事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。なお、指定を受けた日から２年目において、前年度又は指定を受けた日から１年間の就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、前年度又は指定を受けた日から１年間の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。　　　⑪　就労支援関係研修修了加算の取扱いについて　　　　(一)　報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算については、当該就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から１年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから２年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。　　　　(二)　報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として１年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての１年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての１年以上の実務経験を指すものとする。　　　　　(ア)　職業指導、作業指導等に関する業務　　　　　(イ)　職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務　　　　　(ウ)　障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務　　　　　　　また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。　　　　　ア　研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第１項第３号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第175条第１項第２号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。　　　　　イ　研修告示の一のロに定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の２の３第２項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第１号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第１号職場適応援助者養成研修を指し、平成21年４月１日以前に実施されたものも含むものとすること。なお、次の(ア)及び(エ)に掲げる研修についても、研修告示の一のロに定めるものとして取り扱っても差し支えない。　　　　　　(ア)　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修　　　　　　(イ)　障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の２の３第３項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う第２号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第２号職場適応援助者養成研修）　　　　　　(ウ)　雇用保険法施行規則第118条の３第５項第１号に掲げる研修(エ)　雇用保険法施行規則第118条の３第５項第２号に掲げる研修　　　　　ウ　研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年５月10日付障発0510第５号）を参照すること。　　　⑫　移行準備支援体制加算の取扱いについて　　　　(一)　報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算(Ⅰ)については、以下のとおり取り扱うこととする。　　　　　ア　注１の(１)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。　　　　　　(ア)　企業及び官公庁等における職場実習　　　　　　(イ)　アに係る事前面接、期間中の状況確認　　　　　　(ウ)　実習先開拓のための職場訪問、職場見学　　　　　　(エ)　その他必要な支援　　　　　イ　注１の(２)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。　　　　　　(ア)　ハローワークでの求職活動　　　　　　(イ)　地域障害者職業センターによる職業評価等　　　　　　(ウ)　障害者就業・生活支援センターへの登録等　　　　　　(エ)　その他必要な支援　　　　　ウ　ア又はイについては、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。エ　下記(二)の移行準備支援体制加算(Ⅱ)が算定されている間にあっては、算定しない。　　　　(二)　報酬告示第12の13のロの移行準備支援体制加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。　　　　　　注２中「事業所内における必要な支援等」とは、具体的には次のとおりであること。ア　サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立イ　アを踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討ウ　施設外就労を実施する場合における各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助エ　その他必要な支援　　　⑯　在宅時生活支援サービス加算について　　　　(一)　報酬告示第12の15の３の在宅時生活支援サービス加算については、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した在宅利用者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。　　　　(二)　報酬告示第12の15の３の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を在宅で利用する際に、支援を受けなければ在宅利用が困難な場合に加算する。（新設）　　　⑱　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。　　　⑲　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第12の18の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉒の規定を準用する。　　(４)　就労継続支援Ａ型サービス費　　　①　就労継続支援Ａ型サービス費について　　　　(一)　就労継続支援Ａ型サービス費の区分について　　　　　　　就労継続支援Ａ型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援Ａ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援Ａ型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援Ａ型事業所における人員配置及び前年度に雇用契約を締結していた利用者の１日の平均労働時間数に応じ、算定する。　　　　　　　なお、指定就労継続支援Ａ型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援Ａ型サービス費の算定対象とならないものであること。　　　　　ア　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)については、指定就労継続支援Ａ型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。　　　　　イ　就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援Ａ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。　　　　　　　また、前年度に雇用契約を締結していた利用者の１日の平均労働時間数は、雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間を延べ利用人数で除して算出するものとする。ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間労働（１日の労働時間が４時間未満のことをいう。以下同じ。）となった場合、当該短時間労働となった者については、短時間労働となった日から90日分を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しても差し支えないこととし、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出ること。利用開始時には予見できない事由とは、具体的には以下の事由などを想定している。・　筋ジストロフィーを罹患している利用者が、利用開始時には予見できない病状の進行により短時間労働となってしまった場合・　利用開始後に病気等で入院し、退院直後の労働が短時間となってしまう場合・　家族の介護を受けながら利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要となってしまった場合・　精神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となってしまった場合なお、延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数の前年度の総計をいうものであって、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間については労働時間数に含めない。年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間数に含めるものとする。　　　　(二)　指定を受けた日から１年間の就労継続支援Ａ型サービス費の区分について　　　　　　　報酬告示第13の１の注３の２については、新規指定の就労継続支援Ａ型事業所において指定を受けた日から１年間は、１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、当該年度及び翌年度は、１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合として、基本報酬を算定する。　　　　　　　また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から１年間は、１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度は、１日の平均労働時間数が３時間以上４時間未満の場合として、基本報酬を算定する。　　　　　　　ただし、新規に指定を受けた日から６月以上１年未満の間は、指定を受けた日から６月間における雇用契約を締結していた利用者の１日の平均労働時間数に応じ、基本報酬を算定することができる。　　　③　就労移行支援体制加算の取扱いについて　　　　(一)　報酬告示第13の３の就労移行支援体制加算については、就労継続支援Ａ型を経て企業等（他の就労継続支援Ａ型事業所を除く。）に雇用された後、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び人員配置に基づき算定する就労継続支援Ａ型サービス費の区分に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。　　　　　　　なお、就労継続支援Ａ型を経て企業等に雇用された後、就労継続支援Ａ型の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。　　　　(二)　注１中「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。（新設）　　　④　初期加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の４の初期加算については、２の(６)の⑦の規定を準用する。　　　⑤　訪問支援特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の５の訪問支援特別加算については、２の(６)の⑧の規定を準用する。　　　⑥　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の６の利用者負担上限額管理加算については、２の(１)の⑲の規定を準用する。　　　⑦　食事提供体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の７の食事提供体制加算については、２の(６)の⑬の規定を準用する。　　　⑧　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の８の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④の規定を準用する。　　　⑨　欠席時対応加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の９の欠席時対応加算については、２の(６)の⑨の規定を準用する。　　　⑩　医療連携体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の10の医療連携体制加算については、２の(７)の⑮の(一)の規定を準用する。　　　⑪　施設外就労加算の取扱いについて報酬告示第13の11の施設外就労加算を算定する場合には、事業所内又は施設外就労の場において、以下の支援を行うものであること。(一)　サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立(二)　(一)を踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討(三)　施設外就労を実施する場合における各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助(四)　その他必要な支援　　　⑬　賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて　　　　(一)　報酬告示第13の12の２の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で１以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、１日につき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。　　　　(二)　注中「賃金向上計画」は、「指定就労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年３月30日障障発0330第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「指定基準の見直し等通知」という。）の１の(２)で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、指定基準の見直し等通知の１の(２)で示す別紙様式２―１の経営改善計画書の１に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を２から６に記載することで、賃金向上計画とすることができる。　　　　(三)　注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。　　　⑭　送迎加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第13の13の送迎加算については、２の(６)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。　　(５)　就労継続支援Ｂ型サービス費　　　②　就労継続支援Ｂ型サービス費について　　　　(一)　就労継続支援Ｂ型サービス費の区分について　　　　　　　就労継続支援Ｂ型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援Ｂ型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所における人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。ア　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)については指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。イ　就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援Ｂ型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。　　　　　ウ　基準該当就労継続支援Ｂ型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援Ｂ型を提供した場合に算定する。　　　　　　　また、前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。　　　　　　(ア)　前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。　　　　　　　　　ただし、以下の場合は、工賃支払対象者の総数から除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。・　月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外・　月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外・　月の途中において、全治１か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続１週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外・　複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外・　人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外　　　　　　　　　　　　　　　　（例：50人定員で、工賃支払い対象者が、４月45人、５月50人、６月48人、７月50人、８月50人、９月50人、10月49人、11月50人、12月45人、１月47人、２月50人、３月50人の場合は、45人＋50人＋48人＋50人＋50人＋50人＋49人＋50人＋45人＋47人＋50人＋50人＝584人となる。）　　　　　　(イ)　前年度に支払った工賃総額を算出する。　　　　　　　　　ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。・　月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃・　月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃・　月の途中において、全治１か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続１週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃・　複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃・　人工透析など、通年かつ毎週１回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃　　　　　　(ウ)　(イ)÷(ア)により１人あたり平均工賃月額（円未満四捨五入）を算出する。　　　　　　　　　ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。　　　　　　　　　なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援Ｂ型事業所のうち、８割の就労継続支援Ｂ型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。・　激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援Ｂ型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合・　激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合(新設) 　　　　(二)　指定を受けた日から１年間の就労継続支援Ｂ型サービス費の区分について　　　　　　　報酬告示第14の１の注４の２については、新規指定の就労継続支援Ｂ型事業所において指定を受けた日から１年間は、平均工賃月額が5,000円以上10,000円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に指定された事業所については、当該年度及び翌年度の１年間は、5,000円以上10,000円未満の場合として、基本報酬を算定する。　　　　　　　また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から１年間は、5,000円以上10,000円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度の１年間は、5,000円以上10,000円未満の場合として、基本報酬を算定する。　　　　　　　ただし、新規に指定を受けた日から６月以上１年未満の間は、指定を受けた日から６月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。(新設) 　　　④　就労移行支援体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の３の就労移行支援体制加算については、３の(４)の③の規定を準用する。（新設）　　　⑤　初期加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の４の初期加算については、２の(６)の⑦の規定を準用する。　　　⑥　訪問支援特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の５の訪問支援特別加算については、２の(６)の⑧の規定を準用する。　　　⑦　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の６の利用者負担上限額管理加算については、２の(１)の⑲の規定を準用する。　　　⑧　食事提供体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の７の食事提供体制加算については、２の(６)の⑬の規定を準用する。　　　⑨　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の８の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④の規定を準用する。（新設）　　　⑩　欠席時対応加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の９の欠席時対応加算については、２の(６)の⑨の規定を準用する。　　　⑪　医療連携体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の10の医療連携体制加算については、２の(７)の⑮の(一)の規定を準用する。　　　⑫　施設外就労加算の取扱いについて報酬告示第14の11の施設外就労加算については、３の(４)の⑪の規定を準用する。　　　⑬　重度者支援体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の12の重度者支援体制加算については、３の(４)の⑫の規定を準用する。　　　⑭　目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の13の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定する指定就労継続支援Ｂ型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で１人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を６で除して得た数以上である場合に、加算する。　　　⑮　送迎加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の14の送迎加算については、２の(６)の⑮の(一)から(五)までの規定を準用する。　　　⑯　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、２の(６)の⑯の規定を準用する。　　　⑰　在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、３の(３)の⑯の規定を準用する。　　　⑱　社会生活支援特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の16の２の社会生活支援特別加算については、３の(１)の⑪の規定を準用する。　　　⑲　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の17及び18の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。　　　⑳　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の19の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉒の規定を準用する。　　(６)　就労定着支援サービス費　　　　　　②　就労定着支援サービス費について　　　　(一)　就労定着支援サービス費の区分について　　　　　　　就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が６月に達した障害者に対して、月１回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。　　　　　ア　当該前年度末日から起算して過去３年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。　　　　　イ　アの過去３年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。　　　　　　・　就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者　　　　　　・　就労定着支援の利用中に、離職した後１月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中１回限りの転職について認める。）　　　　　ウ　イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。　　　　　　・　障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合　　　　　　・　雇用された事業所が倒産した場合　　　　　　・　利用者が死亡した場合　　　　　　　　なお、新たに指定を受ける場合の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去３年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。　　　　　エ　指定を受ける前月末日から起算して過去３年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。　　　　　オ　エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。　　　　　カ　エ÷オにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。　　　　(二)　就労定着支援サービス費の報酬算定について　　　　　ア　就労定着支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準第206条の８第２項の規定による利用者との対面による支援を１月に１回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。　　　　　イ　就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、雇用安定助成金（障害者職場適応援助コースのことをいう。）の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。　　　　　ウ　就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。　　　　　　　また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に６月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。(新設) 　　　④　企業連携等調整特別加算の取扱い　　　　　報酬告示第14の２の２の企業連携等調整特別加算については、職場への定着支援について、支援開始１年間は障害者本人に対する支援回数も頻回になる傾向があるとともに、雇用された企業、医療機関等との関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、就労定着支援の利用を開始した日から起算して１年間に限り加算する。例えば、平成30年４月から指定を受けて就労定着支援を開始する場合には、就労定着支援の利用者は支援開始１年目となるので当該加算の算定が可能となる。　　　⑦　職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて　　　　　報酬告示第14の２の５の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、３の(３)の⑪のイに掲げる職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。 |